

# 片山会計事務所標準報酬規定

【平成 27 年 1 月 1 日改訂分】

当事務所の報酬は、①顧問報酬、②税務代理報酬、③会計報酬、の3つに分類されます。下記に記載してある金額は標準的なものであり、具体的な報酬料金はお客様の個別事情等により話し合いにより決める事となります。あくまでご参考価格としていただければと存じます。ご希望があれば年間報酬の見積書をお渡しいたします。

## ○ 顧問報酬

顧問報酬とは当事務所との顧問契約を締結した場合に発生する費用です。法人組織の方や個人事業者の方など、毎年申告が必要な方は顧問契約を締結された方がお得となります。

顧問契約に含まれるもの 税務相談を無料で実施（面談・文書問わず回数無制限） 税務関係官公庁に対する諸手続・作成代行等が無料 金融機関等との相談立会・書類作成等も無料 決算報酬・税務調査立会等の税務代理報酬が割り引き 定期的なお客様宅への訪問を原則としております
---

毎月の顧問料の額（年払いにすることも可能です）

顧問料の額の基準は、法人の場合は資本金または年間売上・店舗数といった事業規模等で、個人の方の場合は年間売上等により個別に判断させていただきますが、あくまで実際金額はお客様との相談で決めさせていただきますこととなります。

【参考 年間売上を基準にした場合の月額顧問料】

	年間取引額（売上）	消費税課税事業者	消費税免税の方	
個人	不動産・農業の方	10,000 円～	8,000 円～	
	事業所得の方	1,000 万円未満	10,000 円～	8,000 円～
		3,000 万円未満	20,000 円～	16,000 円～
		5,000 万円未満	25,000 円～	20,000 円～
		1 億円未満	30,000 円～	25,000 円～
		1 億円以上	35,000 円～	30,000 円～
法人	1,000 万円未満	25,000 円～	20,000 円～	
	3,000 万円未満	30,000 円～	25,000 円～	
	5,000 万円未満	35,000 円～	30,000 円～	
	1 億円未満	40,000 円～	35,000 円～	
	1 億円以上	50,000 円～	40,000 円～	

## ○ 税務代理報酬

### ① 申告書作成報酬

所得税 申告書	10,000 円～ 30,000 円 譲渡所得者加算 20,000 円～ 事業所得者加算 10,000 円～ 不動産所得者加算 10,000 円～
消費税 申告書	20,000 円～ 30,000 円 設備投資等を理由とする還付申告は加算となる場合があります
法人税 申告書	30,000 円～ 50,000 円 法人税申告書には法人事業税・法人県市民税申告書の各 1 ケ所分の作成報酬を含みますが、都道府県・市町村共に 2 ケ所目からは別途請求となります (1 ケ所当たり 3,000 円～ 5,000 円)
贈与税 申告書	基本料金 20,000 円 贈与財産価格による加算 贈与財産 500 万円未満 加算無し 500 万円以上は「贈与財産額の 0.5 % - 25,000 円」 相続時精算課税適用者の加算 20,000 円～ 資産評価の必要がある場合は別途請求となります
相続税 申告書	基本料金 100,000 円 + 評価加算額 となります 評価加算額は相続財産 (債務控除及び各種特例適用前の額) の 0.5 % 程度を目安としていただければ結構です 評価が困難なもの、物納・延納・納税猶予等については追加料金を請求する場合があります (詳細は事務所にお尋ねください)
償却資産申告	7,000 円～ 15,000 円程度 資産の数によります
予定・中間 申告書	法人の中間申告書作成 法人税 20,000 円～ " 消費税 15,000 円～ (中間決算を行う場合は、別途決算報酬が必要です) 法人の予定申告書作成 10,000 円～ 法人の消費税のみの中間申告書は 3,000 円～ 5,000 円
その他 申告書	事業所税 10,000 円～ 修正申告書 各種申告書作成報酬に準ずる

## ② 年末調整・法定資料作成等の報酬

従業員（給与支払総人員）の数により報酬が算定されます。

基本的には給与支払総人員が11名迄は  
 $10,000 \text{ 円} + ((\text{給与支払総人員} - 1) \times 1,000 \text{ 円})$

12名以上の場合は、  
 $20,000 \text{ 円} + ((\text{給与支払総人員} - 11) \times 500 \text{ 円})$

※ 給与支払総人員とは  
 社長等の役員への報酬や専従者給与なども含めた、給与の支払のある全  
 員です  
 パート・アルバイトの方も含みます  
 年の中途中で入退社された方も含みます  
 （年末調整の実施有無の人数ではありません）

年末調整報酬に含むもの 年末調整の手続の一切 源泉徴収簿の作成と管理・源泉徴収票の作成 給与支払報告書総括表の各市区町村への送付手続 各種支払調書の作成 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の作成提出
--

## ③ その他税務代理業務の報酬

		顧問契約あり	顧問契約無し
税務調査  立会報酬	基本料金	—	100,000 円～
	日 当 (一日当たり)	30,000 円～	一日未満は一日として計算 調査立会日だけではなく各種交渉や検討等 に要した日時の分も含みます
	各種書類作成	—	5,000 円～ 20,000 円
	旅 費	実費をいただきます	
申告書を除く申請書や 届出書等、税務官公庁 への書類作成と提出		—	作成1枚当たり 5,000 円～
税 務 相 談		—	面接の場合は1時間 当たり 5,000 円程度  電話やメール等の文書の 場合も千円単位での有料
そ の 他		—	協議によります

## ○ 会計報酬

### ① 決算報酬 決算時（通常は年1回）に請求させていただきます

年間取引（売上）金額		顧問契約あり	顧問契約無し
個	1,000万円未満	30,000円～	50,000円～
	3,000万円未満	40,000円～	80,000円～
	5,000万円未満	60,000円～	100,000円～
人	10,000万円未満	100,000円～	150,000円～
	10,000万円超	120,000円～	200,000円～
法	1,000万円未満	50,000円～	100,000円～
	3,000万円未満	60,000円～	150,000円～
	5,000万円未満	100,000円～	200,000円～
人	10,000万円未満	150,000円～	300,000円～
	10,000万円超	200,000円～	500,000円～

顧問料同様に、事業規模（店舗数や従業員数）等による変動があります。  
消費税課税事業者でない場合は上記の目安金額より1～2割減額となります。

法人の中間決算の場合は上記金額の半額程度となります。

### ② 記帳代行報酬

記帳代行を受託する場合は顧問契約締結が前提となります。  
月々の仕訳数が料金の算定基礎となります。  
総勘定元帳の作成料金を含みます。

記帳代行報酬（月額） （顧問料に加算させていただきます）	2,000円 ～ 10,000円程度
---------------------------------	-----------------------

領収書・請求書等の証憑類の整理等を当事務所で行う場合には上記料金に  
2,000円から5,000円程度の加算をさせていただきます。

## ○ その他

建設業経営審査・内容証明書作成代行等も行っておりますのでお気軽に事務所にお尋ねください。

以上、記載の金額は全て消費税を含んでおりませんので、実際のお支払時には別途消費税を加算させていただくこととなります